

# 産業競争力強化法における 外部経営資源活用促進投資事業計画について

---

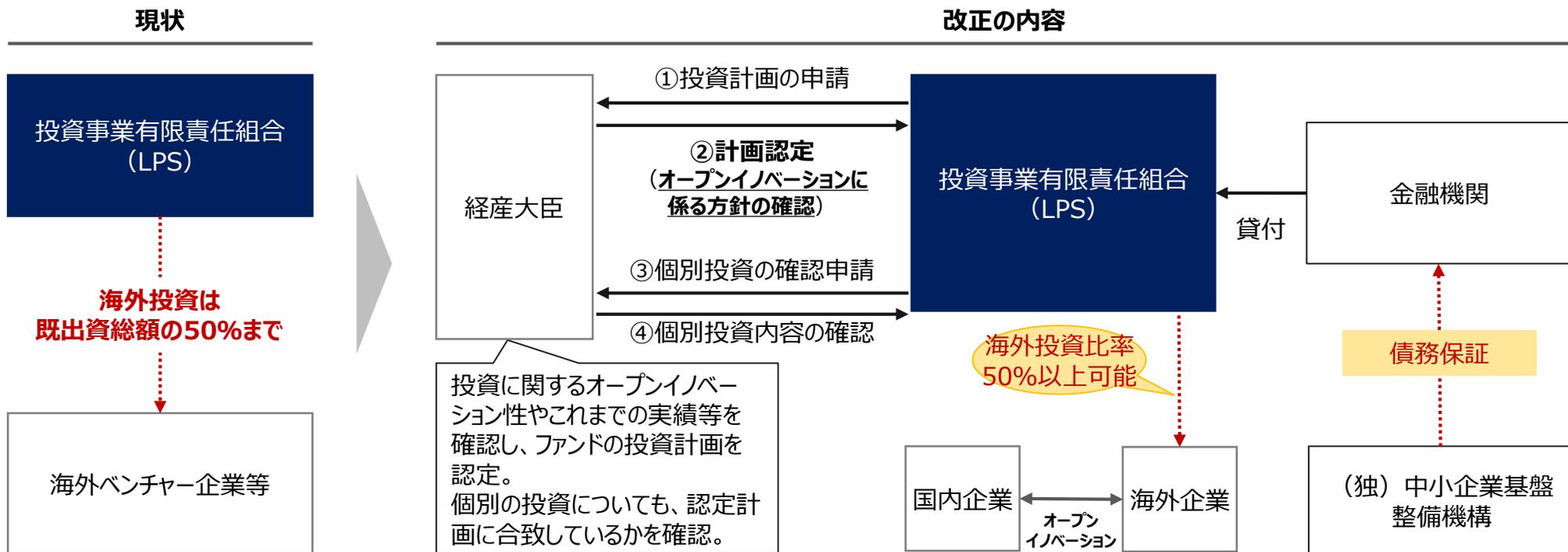
---

---

令和3年7月  
経済産業省

# 制度の概要

- 現行、**投資事業有限責任組合（LPS）が行う海外投資は、既出資総額の50%未満**に制限。  
**我が国企業の国際競争力強化の観点から、国内企業と海外企業のグローバルオープンイノベーションに関する経済産業大臣の認定を受けたファンドによる投資は、50%の海外投資比率規制の適用を除外。**
- あわせて、海外の投資ファンドでは、投資家がファンドに資金を拠出するまでの期間、**金融機関よりつなぎ融資を受け、その資金を元に投資を行うことでファンドの内部収益率を高めている状況**。国内ファンドの運用高度化のため、**（独）中小企業基盤整備機構が債務を保証**する制度を創設。



※加えて、本認定を受けたファンドが投資する中小企業の海外子会社を、**（独）中小企業基盤整備機構による出資事業（中小企業成長支援ファンド）**の、**中小企業への必要投資比率の算定に含める**特例を措置予定。

# 計画認定の要件（詳細）

## ファンドに関する要件

- ① 「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に基づく投資事業有限責任組合であること
- ② ファンドの投資計画における投資事業の実施期間が10年以下であること  
※投資事業の実施期間を変更した場合、変更後の存続期間は当初の期間を含め13年
- ③ 組合契約書に、投資担当者の変更に係る適切な手続(キーマン条項)が定められていること
- ④ LPSの無限責任組員及び投資担当者が暴力団その他の欠格事由に該当しないこと
- ⑤ LPSの有限責任組員に、暴力団等が含まれないこと

## オープンイノベーション要件

投資先の国外の事業者と、我が国の事業者において、高い生産性の実現又は国内外における新たな需要の開拓が行われること等、新たな付加価値を創出することにつながり、ひいては我が国産業の競争力強化に寄与することが見込まれるものであること。

## ハンズオン要件

- ① LPSの投資担当者が、外部経営資源活用促進投資事業の実施に関し必要な能力及び実績を有する者であること  
(ファンドの運営実績、ハンズオン支援の内容等を経済産業省が審査)
- ② LPSの投資担当者が、投資先の事業者に対して経営又は技術の指導を行うこと

## 純投資目的非該当性要件

専ら、次の①～④のいずれかを目的とするような投資でないこと

- ① 株式等の短期的な売買によって利益を受けること
- ② 専らデリバティブ取引を行っている投資先の事業者から、デリバティブ取引による利益を得ること
- ③ 投資先の事業者不動産を賃貸し、その投資先の事業者が更にその不動産を賃貸している場合であって、その投資先の事業者から賃貸料を受けること
- ④ 投資先の事業者不動産をリースし、その投資先の事業者が更にその不動産をリースしている場合であって、その投資先の事業者からリース料を受けること

## 個別投資の確認内容（詳細）

### オープンイノベーション要件

個別投資について、投資先の国外の事業者と、我が国の事業者において、高い生産性の実現又は国内外における新たな需要の開拓が行われること等、新たな付加価値を創出することにつながり、ひいては我が国産業の競争力強化に寄与することが見込まれるものであること。

### ハンズオン要件

個別投資について、LPSの投資担当者が、投資先の事業者に対して経営又は技術の指導を行うこと

### 純投資目的非該当性要件

個別投資が、専ら、次の①～④のいずれかを目的とするような投資でないこと

- ① 株式等の短期的な売買によって利益を受けること
- ② 専らデリバティブ取引を行っている投資先の事業者から、デリバティブ取引による利益を得ること
- ③ 投資先の事業者不動産を賃貸し、その投資先の事業者が更にその不動産を賃貸している場合であって、その投資先の事業者から賃貸料を受けること
- ④ 投資先の事業者不動産をリースし、その投資先の事業者が更にその不動産をリースしている場合であって、その投資先の事業者からリース料を受けること

# オープンイノベーション要件を満たす投資の例

ファンドの投資類型	具体例・期待される効果	オープンイノベーション性
<p>ファンドが海外企業へ出資を行い、<b>投資先海外企業と、国内企業との業務提携をアレンジ</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>国内企業の海外展開</b>（既存製品・サービスを単に海外に販売するに留まらず、現地顧客データの収集等を行い、国内市場と異なるブランディング・マーケティングや製品開発へ活用することで、海外事業を拡大する場合など）</li> <li>• <b>投資先海外企業と、国内企業との共同研究開発</b></li> </ul>	○
<p><b>国内技術・知財等の効果的なバリューアップ手段として海外のエコシステムの活用（国内企業による、海外でのベンチャー企業設立等）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>海外エコシステムの活用による国内技術・知財等の価値の向上</b>（国内バイオベンチャーによる、米国バイオエコシステムの活用等）</li> </ul>	○
<p>ファンド単独でのコントロール投資、又はファンドと国内企業の共同コントロール投資の後、<b>投資先海外企業（スタートアップ等）と国内企業がM&amp;Aを実施</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>投資先海外企業が有する技術、ネットワーク等の経営資源を活用し、国内企業の海外進出を促進</b></li> </ul>	○
<p>ファンドが海外企業へ出資を行い、<b>国内企業との協業促進に向けて、共同投資・持分譲渡・次ラウンドでの出資への働きかけを実施</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>投資先海外企業と国内企業との資本業務提携を通じた共同事業創出</b></li> </ul>	○
<p>ファンドが海外企業へ出資を行い、<b>投資先海外企業から国内企業へ、新技術や新事業等新市場への進出に資する情報提供等を実施</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>LP投資家の、新事業の創出や、新市場進出の促進</b></li> </ul>	○
<p>ファンドが海外企業へ出資を行い、<b>投資先海外企業の国内市場への参入を支援</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ファンドの支援対象が単なる国内市場参入にとどまる場合には、オープンイノベーション要件への該当性に乏しい</li> <li>• <b>投資先海外企業と国内企業の業務提携等を通じて国内ユーザーに新たな商品・サービスが提供されるなど、新たな付加価値が創出される場合は該当性あり</b></li> </ul>	△
<p><b>実質的に海外企業と投資先海外企業の間でのオープンイノベーションが企図されており、我が国の産業競争力強化に資さないもの</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国内企業の産業競争力強化に資するものでない</li> </ul>	×
<p>出資者への<b>フィナンシャルリターン</b>の提供のみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国内企業の産業競争力強化に資するものでない</li> </ul>	×

※上記は、オープンイノベーション要件を満たす投資の代表例を示したものです。個別の投資案件がオープンイノベーション要件を満たすかどうかは、経済産業省にご相談ください。

# 申請手続のスケジュールイメージ



※経済産業大臣の確認を受けた投資案件は、LPS法の海外投資50%上限規制の計算の対象外となります。

## 計画認定後の対応

□ **計画認定を受けた計画は、経済産業省のホームページで原則直ちに公表されます。公表される資料は申請書に記載された計画部分と措置の内容となりますが、企業の事実上の機密に該当する部分については、公表対象外とすることが出来ますので、ご相談ください。**

### □ **計画の実施状況の報告**

計画期間中の毎事業年度、計画の実施状況について、所定の様式に従って報告いただきます。報告書の提出時期は原則、**事業年度終了後3ヶ月以内です。**なお、事業年度の途中であったとしても、計画の実施に影響する事実が生じ、又は生じるおそれがある場合には、ただちに経産省にご相談ください。

### □ **計画の変更**

実施中に計画を大きく変更する場合には、変更申請を行い、その認定を受ける必要があります。例えば、投資担当者の変更などが対象となります。計画変更の際の認定基準は、**当初の申請時と同じ基準が適用されます。**

### □ **計画の終了**

計画の実施期間が終了すれば、その結果を報告いただきます。